

様式第15号（第11条の2関係）

正本（表面）



建築工事の計画報告書

（建築主事・特定行政庁・建築監視員）

姫路市建築基準法施行細則第11条の2の規定により報告書を提出します。 なお、この報告書の内容及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。 年 月 日									
申請者氏名									
1 建築主住所氏名		電話 番							
代理者資格		（ ）建築士（ ）登録 第 号							
2 住所氏名 建築士事務所名		（ ）事務所 登録 第 号 電話 番							
3 設計者資格		（ ）建築士（ ）登録 第 号							
住所氏名 建築士事務所名		（ ）事務所 登録 第 号 電話 番							
4 工事監理者資格		（ ）建築士（ ）登録 第 号							
住所氏名 建築士事務所名		（ ）事務所 登録 第 号 電話 番							
5 工事施工者 住所氏名 建設業登録		建設業登録（ ）第 号 電話 番							
6 報告事項									
7 敷地の位置		地名地番							
		用途地域		防火地域		その他の地区			
8 主要用途		9 当該用途							
10 確認番号・年月日		第 号 年 月 日							
11 敷地等の概要		敷地面積		建築面積		延べ面積		建蔽率 容積率	
12 建築概要	工事種別	屋根ふき材		外壁		軒裏			
	構造	階	階	階	階	階	合計		
	床面積	申請部分							
		申請以外の部分							
		合計							
	柱の小径						最高の高さ		
	横架材間の垂直距離								
	階の高さ								
居室の天井の高さ						最高の軒の高さ			
13 その他		便所の種類 水洗（ ）・くみ取							
※ 受付欄		消防関係同意欄		※ 決裁欄				※ 処理欄	
年月日				課長	課長補佐	係長	係	年月日	
第 号								第 号	
係員								係員	

〔注意〕 記入については裏面をよく読んでください。

※印欄は、申請者において記入しないでください。

正本（裏面）

〔注意〕(1) この報告書には以下の書類を添付してください。（変更のあるものは変更前及び変更後のもの）

- ・付近見取図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・その他特定行政庁、建築主事又は建築監視員が必要と認める図書

(2) 確認を受けた建築物等の場合において、報告書の各欄に変更が生じるときは、上段に変更前、下段に変更後を朱書きで二段書きし、確認済証、建築確認申請書副本及び建築計画概要書（記載事項に変更がある場合に限る。）を併せて提出してください。

様式第15号（第11条の2関係）

副本

副

建築工事の計画報告書

（建築主事・特定行政庁・建築監視員）

この報告書及び添付書類に記載の内容については、下記の指示事項を厳守の上施工してください。										
受理年月日		年 月 日								
受理番号		第 号								
建築主事・特定行政庁・建築監視員										
1 建築主住所氏名		電話 番								
代理者資格		() 建築士 () 登録 第 号								
2 住所氏名 建築士事務所名		() 事務所 登録 第 号 電話 番								
3 設計者資格		() 建築士 () 登録 第 号								
住所氏名 建築士事務所名		() 事務所 登録 第 号 電話 番								
4 工事監理者資格		() 建築士 () 登録 第 号								
住所氏名 建築士事務所名		() 事務所 登録 第 号 電話 番								
5 工事施工者 住所氏名 建設業登録		建設業登録 () 第 号 電話 番								
6 報告事項										
7 敷地の位置		地名地番 用途地域								
		防火地域		その他の地区						
8 主要用途					9 当該用途					
10 確認番号・年月日		第 号 年 月 日								
11 敷地等の概要		敷地面積		建築面積		延べ面積		建蔽率 容積率		
12 建築概要	工事種別	構造		屋根ふき材		外壁		軒裏		
		階別		階		階		階 合計		
	床面積	申請部分								
		申請以外の部分								
		合計								
	柱の小径								最高の高さ	
	横架材間の垂直距離									
	階の高さ									
居室の天井の高さ								最高の軒の高さ		
13 その他						便所の種類 水洗 () ・くみ取				
指示事項										

※ この副本は、確認済証、確認申請書副本とともに保管してください。